雇用保険の基本手当の所定給付日数

○一般の離職者（定年退職、期間満了、自己都合で離職した方等）

被保険者であった期間 離職した日の満年齢	１年未満	１年以上 ５年未満	５年以上 １０年未満	１０年以上 ２０年未満	２０年以上
６５歳未満共通	９０日			１２０日	１５０日

○倒産・解雇等により、再就職の準備をする時間的余裕がなく離職を余儀なくされた方

被保険者であった期間 離職した日の満年齢	１年未満	１年以上 ５年未満	５年以上 １０年未満	１０年以上 ２０年未満	２０年以上
３０歳未満	９０日	９０日	１２０日	１８０日	－
３０歳以上３５歳未満			１８０日	２１０日	２４０日
３５歳以上４５歳未満				２４０日	２７０日
４５歳以上６０歳未満		１８０日	２４０日	２７０日	３３０日
６０歳以上６５歳未満		１５０日	１８０日	２１０日	２４０日

○障害者等の就職困難な方

被保険者であった期間 離職した日の満年齢	１年未満	１年以上
４５歳未満	１５０日	３００日
４５歳以上６５歳未満		３６０日

●支給額

雇用保険で受給できる1日当たりの金額を「基本手当日額」といいます。

この「基本手当日額」は原則として離職した日の直前の６か月に毎月決まって支払われた賃金（つまり賞与等は除きます。）の合計を180で割って算出した金額（これを「賃金日額」といいます。）のおよそ50から80％（60～64歳については45～80％）となっており、賃金の低い方ほど高い率となっています。基本手当日額は年齢区分ごとにその上限額が定められており、現在は次のとおりとなっています。

○年齢別基本手当日額上限表（平成20年8月1日現在）

３０歳未満	３０歳以上４５歳未満	４５歳以上６０歳未満	６０歳以上６５歳未満
６，３３０円	７，０３０円	７，７３０円	６，７４１円

【雇用保険の失業給付の例】

例１　勤続38年60歳定年退職、退職前6ヶ月間の各月の給与額42万円の場合

賃金日額の算定　　＝420,000円×6月／180日＝14,000円（雇用保険法第17条）
基本手当の日額　　＝14,000円×45／100＝6,300円（雇用保険法第16条）
給付日数＝150日（雇用保険法第22条）

給付総額＝6,300円×150日＝945,000円

例２　障害等就職が困難なことを理由に再雇用されず、失業した場合
（勤続38年60歳定年退職、退職前6ヶ月間の各月の給与額42万円の場合）

賃金日額の算定　　＝420,000円×6月／180日＝14,000円（雇用保険法第17条）
基本手当の日額　　＝14,000円×45／100＝6,300円（雇用保険法第16条）
給付日数＝360日（雇用保険法第22条）

給付総額＝6,300円×360日＝2,268,000円

【国家公務員の失業者の退職手当の例】

例３　国家公務員Ⅱ種採用（本省）、勤続2年（25歳）で自己都合退職の場合

行政（一）１－29（176,800円）、地域手当16%、通勤手当10,000円と仮定

退職手当額＝176,800円×1.2＝212,160円

賃金日額の算定＝（176,800円×1.16+10,000円）×6月／180日＝7,169.6円　7,169円（W）
基本手当の日額　＝（－３W^2＋73,700W）／76,900＝4,865.691　4,865円
212,160円÷4,865円＝43.61日　43日分（退職手当が基本手当何日分に相当するかの計算）
給付日数＝90日－43日＝47日
給付総額＝4,865円×47日＝228,655円

（国家公務員退職手当法第10条）

失業者の退職手当＝228,655円（最大47日分）

（失業している日ごとに１日当たり4,865円（基本手当の日額に相当する金額）を退職手当として最大47日間にわたり公共職業安定所等を通じて支給）